

# こんにちは！ 『全老健事故検討会』です！

## ～介護施設の『過失』・『予見可能性』をどう考える？～ 〔後編〕



こんにちは。全老健事故検討会 委員長の山野です。

さて、今回の検討会通信は、前回2月にお届けした『転倒しているところを発見。搬送先医療機関で「そもそも施設で骨折しなければこのようなこと(死亡)にならなかった」と言われた事例『転倒』と『死亡』の責任は？』の後編になります。前編では、全国大会(山口)における武田弁護士の講義を参考に、昨年の法的な責任や過失とは何か、そして『予見可能性と結果回避可能性』のフローチャートで過失の有無を考える道筋が確認できたことと思います。今回は更に事例の情報をもう少し掘り下げ、前編でご紹介した考え方に当てはめて、一つの『解答例』としてお届けいたします！以下の事例の概要(おさらい)と次ページの『利用者追加情報』等を基に考えてみましょう。さあ、始めましょう！

### 事例概要 (再掲) おさらい

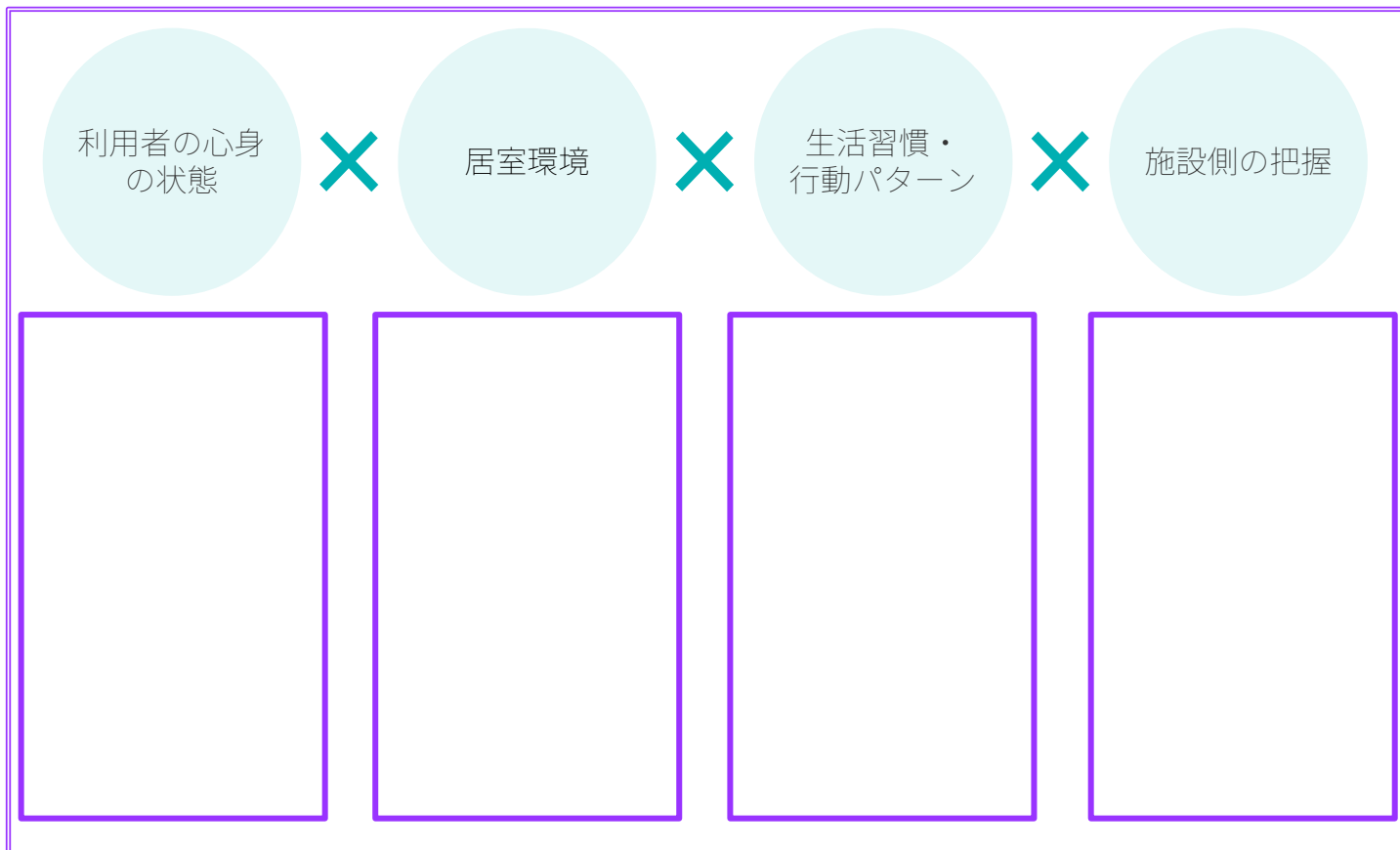
- 利用者(94歳女性、要介護3)  
〔障害高齢者の日常生活自立度A-2、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa〕
- 認知症、骨粗鬆症の既往あり。
- 午前4時頃に居室内のベッドから少し離れた場所に左側臥位で倒れているところを発見(転倒する場面は目撃していない)
- 事故が起きる直近数か月では、この時間帯にベッドから歩くことはなかった
- 事故前日に家族と面会し、少し興奮していた
- 左股関節部分の痛みがあり、手術
- 手術の翌日に心肺停止で死亡



## ご利用者の追加情報

- ① 94歳で両下肢の可動域制限あり
- ② 入所から2ヶ月半で体重4.1kg減
- ③ 入所前(8ヶ月前)に転倒事故あり。入所後は転倒転落なし
- ④ 夜間トイレの頻度も低い
- ⑤ 入所1ヶ月後に、自室のトイレに座っているところを職員が発見(ヒヤリハット)。
- ⑥ トイレまでの壁に手すりあり。つまづく原因となるものもない
- ⑦ 朝方の時間帯での無断離床や独歩の習慣はない
- ⑧ 離床センサー付けるも反応なく撤去に至る
- ⑨ 夜間1時間ごと巡回
- ⑩ 事故の1ヶ月前に帯状疱疹にかかり、体力の低下がみられベッド上にいることが多い
- ⑪ 事故の直前も、伝い歩きが可能で、ふらつきなく歩行が可能
- ⑫ 事故前日、家族と会って少し興奮

前回ご紹介した4つのカテゴリーに分けてみよう！

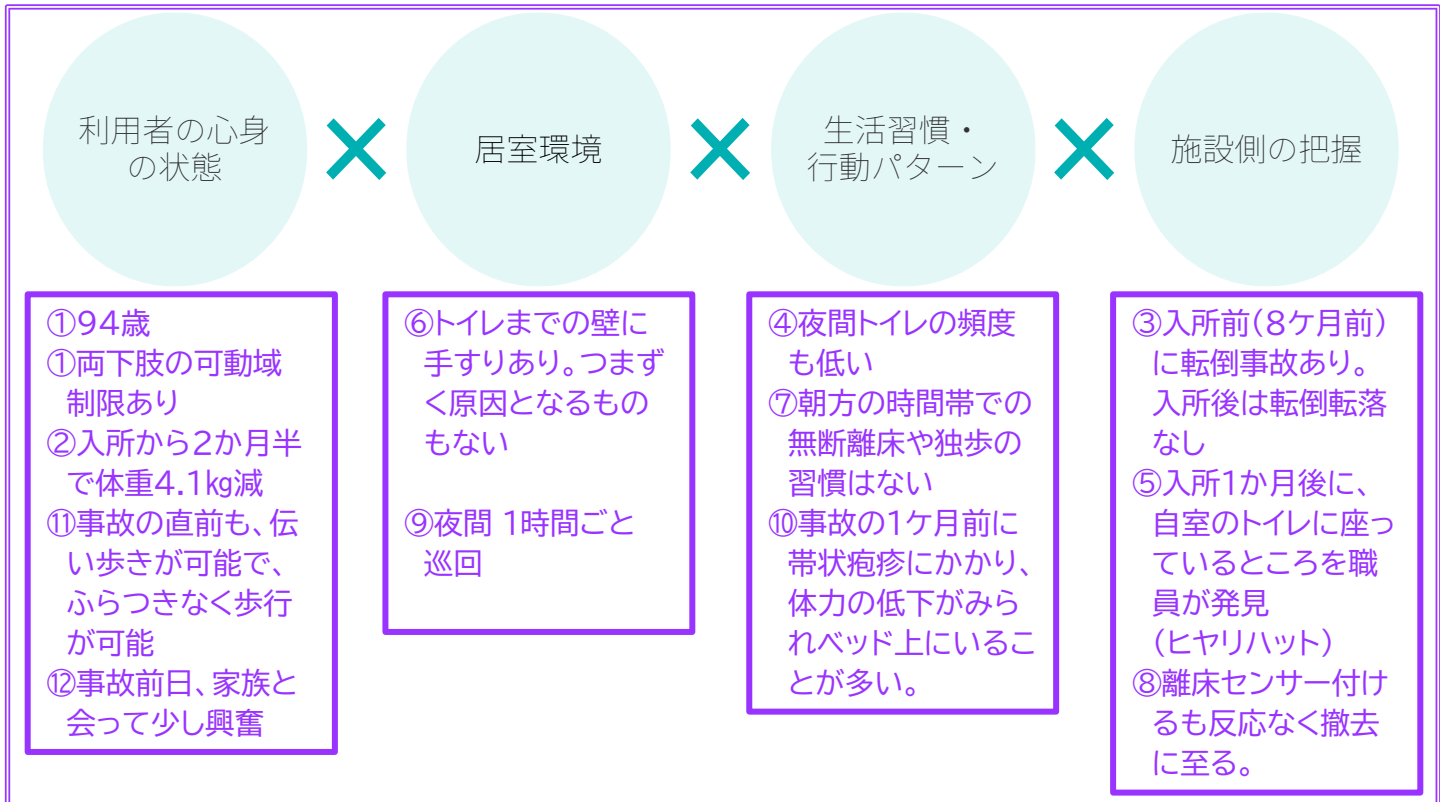


次頁に武田弁護士の模範例を載せているから確認してね！

## 模範例（武田先生資料より）

- ① 94歳で両下肢の可動域制限あり
- ② 入所から2ヶ月半で体重4.1kg減
- ③ 入所前(8ヶ月前)に転倒事故あり。入所後は転倒転落なし
- ④ 夜間トイレの頻度も低い
- ⑤ 入所1ヶ月後に、自室のトイレに座っているところを職員が発見(ヒヤリハット)。
- ⑥ トイレまでの壁に手すりあり。つまづく原因となるものもない
- ⑦ 朝方の時間帯での無断離床や独歩の習慣はない
- ⑧ 離床センサー付けるも反応なく撤去に至る
- ⑨ 夜間1時間ごと巡回
- ⑩ 事故の1ヶ月前に帯状疱疹にかかり、体力の低下がみられベッド上にいることが多い
- ⑪ 事故の直前も、伝い歩きが可能で、ふらつきなく歩行が可能
- ⑫ 事故前日、家族と会って少し興奮

前回ご紹介した4つのカテゴリーに分けてみよう！

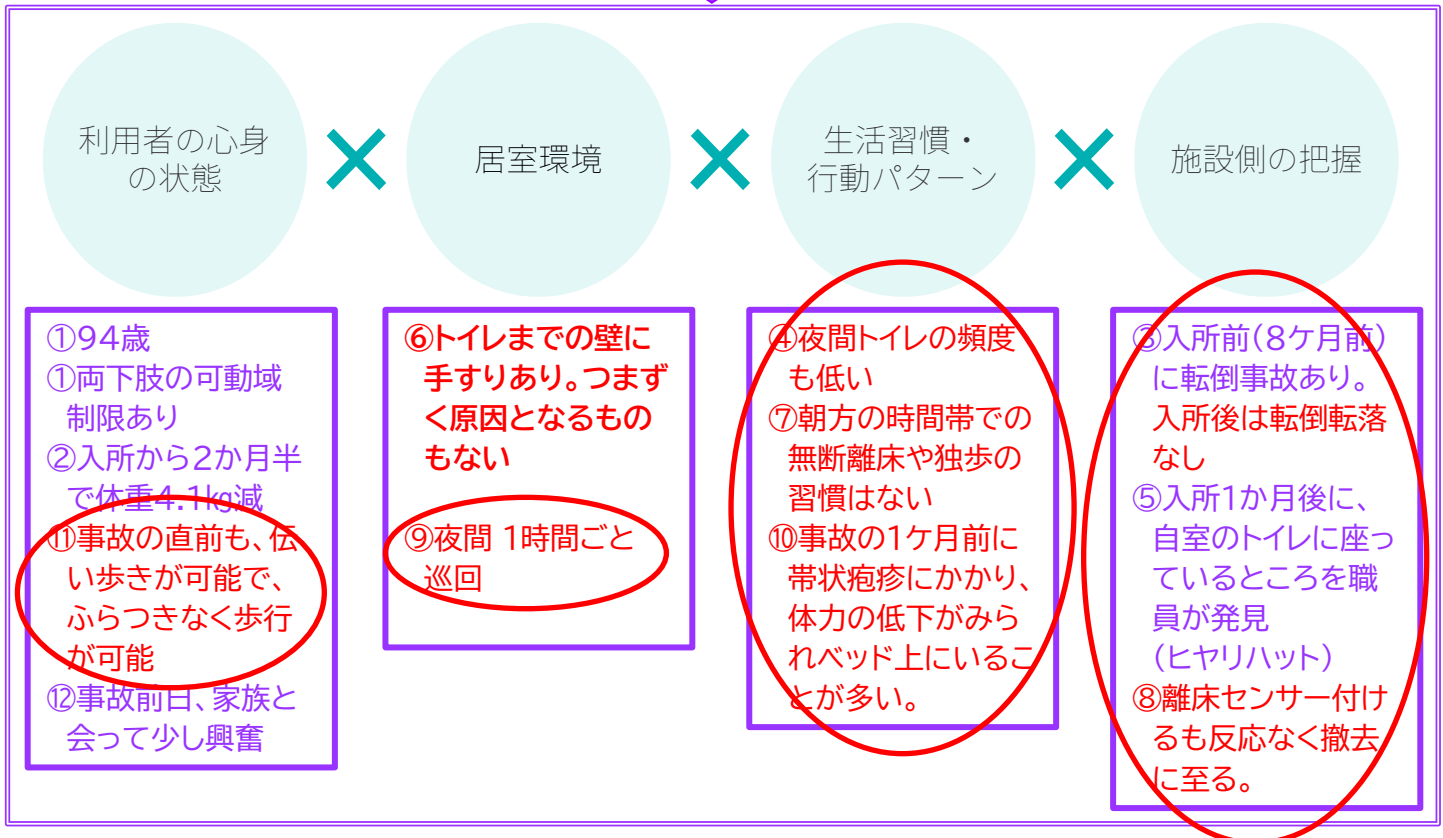


本事例では「そもそも施設で骨折しなければこのようなこと(死亡)にならなかった」と言われていますが、本当にそうなのでしょうか？次のステップで、上記カテゴリー分けした情報を『転倒が予見できたのか？』・『回避できたのか』の視点で、判断の要素となるものをピックアップしてみましょう。次項では、武田弁護士 の講演資料から参考例をお示ししているの、ご参考にしてください。

## 模範例（武田先生資料より）

- ① 94歳で両下肢の可動域制限あり
- ② 入所から2ヶ月半で体重4.1kg減
- ③ 入所前(8ヶ月前)に転倒事故あり。入所後は転倒転落なし
- ④ 夜間トイレの頻度も低い
- ⑤ 入所1ヶ月後に、自室のトイレに座っているところを職員が発見(ヒヤリハット)。
- ⑥ トイレまでの壁に手すりあり。つまづく原因となるものもない
- ⑦ 朝方の時間帯での無断離床や独歩の習慣はない
- ⑧ 離床センサー付けるも反応なく撤去に至る
- ⑨ 夜間1時間ごと巡回
- ⑩ 事故の1ヶ月前に帯状疱疹にかかり、体力の低下がみられベッド上にいることが多い
- ⑪ 事故の直前も、伝い歩きが可能で、ふらつきなく歩行が可能
- ⑫ 事故前日、家族と会って少し興奮

前回ご紹介した4つのカテゴリーに分けてみよう！



いかがでしょうか？

なお本件では、少し時間が経ってからご家族より「主治医から術後の**肺血栓塞栓症が診断名**」との追加情報も入っていました。

次項では、いよいよこれらのポイントを整理して、フローチャートに落とし込んでみましょう！

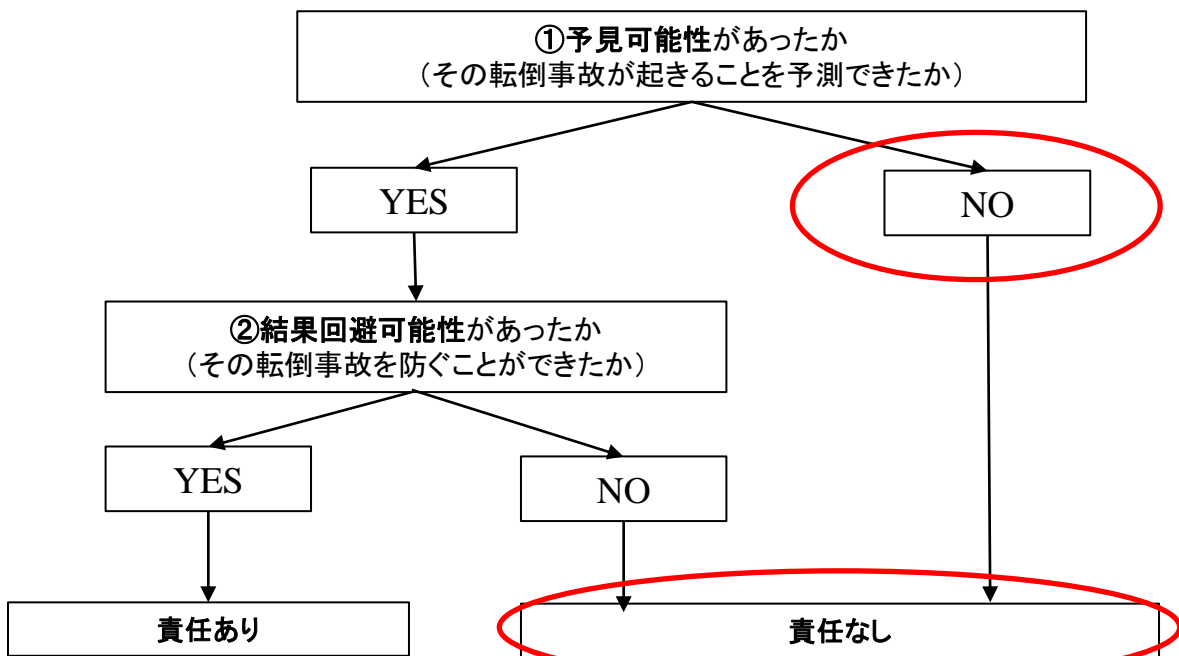
この事例の因果関係を考えよう。

「そもそも施設で骨折しなければ（原因）このようなこと『死亡』（結果）にならなかった」

- ✓ 法律上の「因果関係」とは、ある出来事が、結果に“直接つながっている”といえるかどうか。
- ✓ 雨が降ったあとに交通事故が起きても、すべての事故が“雨のせい”とは言えない。
- ✓ 同じように、転倒のあとに肺塞栓症が起きても、医学的に必ずしも「転倒」が原因とは限らない
- ✓ 肺塞栓を原因とする死亡についてまで責任を負うことはない。

結論

1人で夜間に歩き出し、転倒してしまうことを  
予見するのは困難



みなさん。いかがでしたか？このように、事例を遡って考えると、高齢者の特徴や利用者の個々の状態、あるいは老健の機能と役割について、ご家族にキチンとご理解いただくことと、施設がしかるべき対応ができていれば、理不尽な責任が求められることはなく、円満に解決することができると思います。是非、今後の対応に役立てていただければ幸いです。

万が一のトラブルに早期解決の一手

全老健の団体保険『介護老人保健施設総合補償制度』をお薦めします！

お問合せ先: 全老健共済会 保険事業課 電話番号03-5425-6900(営業時間: 土日祝日を除く9:00~17:45)